



よくわかる 農業者年金 No. 6

農業の担い手には何か特別な支援がありますか？

農業の担い手には保険料の国庫補助あり！

農業者年金は国の政策年金ですので、税制上の優遇措置のほかに農業の担い手の育成・支援のために、一定の要件を満たす方には政策年金として月額最高1万円の保険料の国庫補助があります。35歳未満は要件を満たすすべての期間、35歳以上は10年間を限度に、通算して最長20年間（最高216万円）補助が受けられます。国庫補助金とその運用益は個人ごとに積み立てられ、将来、農業経営から引退（農地等の経営継承）すれば、原則65歳から特例付加年金として受給できます。なお、この農地等の経営継承の時期は、例えば65歳までという年齢制限はありません。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

(注) 1. 保険料補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。
2. 保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円円で固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>



お問い合わせは、津山農協の各支店または農業委員会 (☎0868-54-2987) へ

悪質商法にご用心! ⑧

送り付け商法 (ネガティブ・オプション)

注文していない商品を勝手に送りつけ、断らなければ買ったものとして代金を一方的に請求する商法です。例としては、叙勲者に皇室の写真集や叙勲者名簿を送りつけて、しつこく代金を請求するケースがあります。また、商品と一っしょに代金払込用紙を送りつけてきて、代金を振り込むよう指示したものもあります。葬儀が発生したときに、数珠などを送りつけるような例も見受けられます。故人が生前に注文したものだと思わせたり、葬儀等の慌ただしさにつけ込んだりして、代金を払わせようとする手口です。

被害に遭わないために

- ☆不審な場合は受け取りや支払いをしないようにしましょう。
 - ☆注文していないのであれば、届いてから14日間保管すれば自由に処分ができます。また、送付された商品を送り返す必要はありません。お金を払う義務もありません。
 - ☆業者に引取を要求した場合は、その後7日間保管すれば自由に処分ができます。
 - ☆いずれの場合も商品を使用したり消費したりしてはいけません。この場合は購入したものとみなされるので注意してください。
- 詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室 (☎0868-23-1247) です。 **【お問い合わせ】 町民環境課 本山 ☎0868-54-2984**

犬・ねこの引き取り業務変更について

平成21年4月1日から、美作保健所（現津山保健所）での犬・ねこの引き取り業務が変更になります。

【日程】

毎月第2～第5火曜日 10:30～11:30
※第1火曜日の引き取り業務は行いません。

【引取り手数料】

生後91日未満の犬・ねこ
・・・5頭ごとに1,000円
生後91日以上 of 犬・ねこ
・・・1頭につき2,000円

【問い合わせ先】

- ◆岡山県動物愛護センター
岡山市御津伊田2750
☎0867-24-9512
- ◆鏡野町役場 町民環境課 小椋
☎0868-54-2984